

宇都宮市スケートセンターほか5施設に関する留意事項

1 宇都宮市スケートセンター

(1) 利用調整

ア 大会等の利用

市、地方公共団体、宇都宮市スポーツ協会、栃木県スポーツ協会に加盟する団体等が大会等で利用する場合は、年間分の利用を調整すること。

イ 一般の貸切利用

利用日の属する月の1か月前の1日に受付を開始すること。申込みが重複した場合は、調整のうえ決定すること。

(2) キャンセル料

下記のとおり、取り扱うこと。

区 分		還付金額
全面貸切使用	利用予定日の30日前までに利用を取り消した場合	利用料金の全額
	利用予定日の29日前以降15日前までに利用を取り消した場合	利用料金の半額
部分貸切使用 個人貸切使用	利用予定日の15日前までに利用を取り消した場合	利用料金の全額
	利用予定日の14日前以降7日前までに利用を取り消した場合	利用料金の半額

(3) 学校利用

宇都宮市内小学校の学校教育活動において、スケート教室を実施する。当該実施日においては、貸切利用であることから、一般利用を受け付けないこと。また、当該参加児童に滑走の指導をすること。

(4) スケート場期間中の個人利用（利用券）の取扱い

ア 入場者がスケートリンクを利用しない場合、利用券は要さない。

イ 利用券は、施設の外に出た時点で効力を失う。

(5) 施設改修に係る休館について

令和6年度に休館を伴う施設の改修工事を令和6年7月から令和7年3月まで予定していることから、指定管理料積算に反映させるとともに、適切な管理運営を行うこと。

(6) その他

不明な点、疑義がある場合には、市に確認すること。

2 宇都宮市弓道場

(1) 利用調整

ア 大会等の利用

下記に定める大会利用等を優先する事業とし、毎年度12月より、翌年度分の年間利用受付を行うものとする。

- ・ 宇都宮市、栃木県及び国が主催するスポーツ大会及び事業
- ・ 宇都宮市が支援するスポーツ事業等
- ・ 宇都宮市スポーツ協会又は栃木県スポーツ協会に加盟する競技団体が主催する関東大会以上のスポーツ大会

イ 一般利用の予約は使用する月の2ヵ月前から直接窓口及び電話により予約を開始する。

※ 利用調整については、引継ぎの際に詳細を確認すること。

(2) その他

不明な点、疑義がある場合には、市に確認すること。

3 宇都宮市屋板運動場

(1) 利用調整

ア 大会等の利用

下記に定める大会利用等を優先する事業とし、毎年度12月より、翌年度分の年間利用受付を行うものとする。

- ・ 宇都宮市、栃木県及び国が主催するスポーツ大会及び事業
- ・ 宇都宮市が支援するスポーツ事業等
- ・ 宇都宮市スポーツ協会又は栃木県スポーツ協会に加盟する競技団体が主催する関東大会以上のスポーツ大会

イ 庭球場においては、一般利用の予約は使用する月の2ヵ月前に抽選会を行う。(抽選会は市の公共施設予約システムを利用する。)

多目的運動場においては、一般利用の予約は使用する月の2ヵ月前から直接窓口及び電話により予約を開始する。

※ 利用調整については、引継ぎの際に詳細を確認すること。

(2) その他

不明な点、疑義がある場合には、市に確認すること。

4 宮原運動公園

(1) 利用調整

ア 大会等の利用

下記に定める大会利用等を優先する事業とし、毎年度12月より、翌年度分の年間利用受付を行うものとする。

- ・ 宇都宮市、栃木県及び国が主催するスポーツ大会及び事業

- ・ 宇都宮市が支援するスポーツ事業等
 - ・ 宇都宮市スポーツ協会又は栃木県スポーツ協会に加盟する競技団体が主催する関東大会以上のスポーツ大会
- イ 一般利用の予約は使用する月の２ヵ月前に抽選会を行う。（抽選会は市の公共施設予約システムを利用する。）
- ※ 利用調整については、引継ぎの際に詳細を確認すること。

(2) 野球場について

野球場の主な機能

項目	内容
利用対象	軟式・硬式野球（小・中学生～社会人），ソフトボール
面積	約 13,000 m ²
内野	黒土
外野	天然芝
スタンド	有り（約 1,200 席）
照明	無し
スコアボード	チーム名，スコア，BSO

※ 野球場については、別紙の仕様書を参考にするとともに、運営方法について疑義がある場合には、市と協議し決定すること。

(3) 宮原運動公園改修工事について

宮原運動公園全体の再整備を進めており、令和６年度に、３×３コート及び東側駐車場等改修工事を実施し、再整備が完了する予定

(4) その他

不明な点、疑義がある場合には、市に確認すること。

5 駒生運動公園

(1) 利用調整

ア 大会等の利用

下記に定める大会利用等を優先する事業とし、毎年度１２月より、翌年度分の年間利用受付を行うものとする。

- ・ 宇都宮市、栃木県及び国が主催するスポーツ大会及び事業
 - ・ 宇都宮市が支援するスポーツ事業等
 - ・ 宇都宮市スポーツ協会又は栃木県スポーツ協会に加盟する競技団体が主催する関東大会以上のスポーツ大会
- イ 一般利用の予約は使用する月の２ヵ月前に抽選会を行う。（抽選会は市の公共施設予約システムを利用する。）
- ※ 利用調整については、引継ぎの際に詳細を確認すること。

(2) その他

不明な点、疑義がある場合には、市に確認すること。

6 宇都宮駅東公園プール

(1) 利用調整

ア 大会等の利用

市、地方公共団体、宇都宮市スポーツ協会、栃木県スポーツ協会に加盟する団体等が大会等で利用する場合は、年間分の利用を調整すること。

イ 一般の貸切利用

- ① 原則として認めないこと。
- ② 貸切利用を実施する場合において、利用されないプール（水槽）があり、貸切利用者の了解が得られた場合には、当該プール（水槽）を、一般の利用者に有料で貸し出すこと。

(2) 個人利用（利用券）の取扱い

ア 入場には、入場者が遊泳する、しないに係わらず、利用券を要する。

イ 利用券は、施設の外に出た時点で効力を失う。

(3) 入場・利用ルール等

指定管理者が予め定め、市と協議し、承認を得ること。

【参考：現行ルール等】

- (1) 未就学児は保護者が同伴でないと入場できないものとする。
- (2) 小学生以下が25mプール及び子供用プールを利用するにあたっては、身長制限を設けるものとし、規定の身長に満たない場合は利用できないものとする。ただし、保護者同伴で入水する場合はこの限りではない。
- (3) 未就学児が入水する場合においては、一緒に入水できる保護者を必要とする。なお、保護者1名につき未就学児は2名までとする。なお、幼稚園等の団体での利用についてはこの限りではない。
- (4) 保護者が入水する際は、必ず水着を着用するものとする。ただし、幼児用プールにおいては水深が膝下程度までであればこの限りではない。
- (5) 50mプールには小学生以下は入水できないものとする。
- (6) オムツ及びトレーニングパンツを必要とする乳幼児の入水は、宇都宮駅東公園プールの幼児用プール2のみとする。
- (7) 施設内が極めて混雑した場合や雷雨その他悪天候の場合は、係員の指示に従うものとする。
- (8) 刺青を入れている者が入場する場合は、ラッシュガード等を着用するものとする。

- (9) 水温が22度以下の場合は入水を禁止するものとする。
- (10) 利用者の健康管理と事故防止のため、原則として1時間毎に遊泳者をプールサイドに上げ、10分間の休憩とプール内の安全を確保するとともに、場内放送で注意を呼びかけるものとする。

(4) 利用上の注意事項等

指定管理者が予め定め、市と協議し、承認を得ること。また、当該注意事項を、施設等において周知（掲示）すること。

【参考：現行注意事項等】

- (1) 次の方は入場できません。
 - ・ 伝染病疾患のある人
 - ・ 医師から入水を禁止された人
 - ・ 酒気をおびている人
 - ・ 付添いのいない未就学児
- (2) 次のものは持ち込みできません。
 - ・ アルコール類、ビン類、缶類等の危険なもの
 - ・ イヌ、ネコ等の動物
 - ・ ガラス製の水中メガネ、足ひれ等の潜水用具、水鉄砲
- (3) 準備運動をしてから入水してください。
- (4) プールに入る前、トイレ使用後はシャワーを浴びてください。
- (5) プールに入る際は必ず水着を着用してください。
- (6) オムツ及びトレーニングパンツを必要とする乳幼児は幼児用プール2のみの利用となります。
- (7) 未就学児は必ず保護者と一緒に入水してください。
- (8) 保護者の方は子供から目を離さないでください。
- (9) 50mプールには小学生以下は入水できません。
- (10) 身長制限のあるプールでは、規定の身長に満たない場合は入水できません。ただ保護者同伴で入水する場合は可
- (11) 水を汚すような日焼け止やのオイル等を肌につけたまま入水しないでください。
- (12) 大型遊具類は混雑時には使用を中止していただきます。
- (13) 50mプールでの遊具類の使用は禁止です。
- (14) プールは飛び込み禁止です。
- (15) プールサイドを走ったり、危険な遊びはしないでください。
- (16) 貴重品等は十分注意してください。万一盗難等にあわれても一切責任は負いません。
- (17) 刺青を入れている人はラッシュガード等を着用してください。
- (18) 喫煙所以外での喫煙は禁止です。

- (19) プール内でのカメラ、ビデオ等の撮影は禁止です。
- (20) 施設が混雑した場合は入場制限することがあります。
- (21) 雷雨その他悪天候の場合は、入場または入水できません。
- (22) 風紀を乱し他人に迷惑をかける人は退場していただく場合があります。
- (23) 場内はすべて係員の指示に従ってください。
- ※ 付添い、保護者とは高校生を除く18歳以上と一緒にプールに入水できる人です。

(5) 監視・救護等計画

指定管理者が予め定め、市と協議し、承認を得ること。監視・救護等計画の中には、最低限、下記の項目を定めることとし、さらに必要な事項についても定めること。

監視・救護等業務の統括責任者については、(社)日本赤十字社水上安全法救助員Ⅰもしくは救急法基礎講習の認定を受けた者、または(公財)日本体育施設協会水泳指導管理士の資格を有するものを配置すること。

また、統括責任者以外の監視員についても、プール普通救命講習等(心肺蘇生法・AED含む)の受講者の配置に努めること。

ア 業務体制

監視員等の従事体制をポイント(プール水槽等)ごとに定めること。

イ 監視業務内容

監視業務内容や監視方法の細目を定めること。

ウ 場内放送の内容

エ 緊急事態(溺者・傷病者、火災、地震等)発生時の対処方法

※ 予め市の承認を得て、監視業務を第三者に委託する場合にあつては、警備業法第2条第1項に該当するため、委託先事業者の選定にあたっては、警備業の認定の有無について注意すること。

(6) 3 x 3用バスケットゴールについて

駅東公園プール駐輪場に設置している3 x 3用のバスケットゴールについて、ゴールネットや利用に係る掲示板等を適切に管理すること。

(7) 駅東公園プールの在り方について

駅東公園プールの在り方検討に伴い、今後、施設の管理運営に影響が生じる可能性がある。

その際は、管理の方法や指定管理料について、市と協議し協定の変更等を行うこと。

(8) その他

不明な点、疑義がある場合には、市に確認すること。